

各都道府県介護保険主管部（局）

各介護保険関係団体

御中

← 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
高齢者支援課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの
運用の再開について 等

計 39 枚（本紙を除く）

Vol.1 5 4 6

令和8年10月15日

厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課

高齢者支援課

老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3996）
FAX：03-3503-7894

老認発 1015 第 1 号
老高発 1015 第 1 号
老老発 1015 第 1 号
令和 8 年 10 月 15 日

各 都道府県 介護保険主幹部（局）長 殿
介護保険関係団体の長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
高 齢 者 支 援 課 長
老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の再開について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 44 の 2 の規定に基づき、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならないとされている。

これに伴い、報告に当たっては、介護サービス事業者経営情報データベースシステム（以下「本システム」という。）により、事業者からの報告の受付を行っていたところ、本システムについては、「介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の一時停止について」（令和 7 年 4 月 23 日付け老認発 0423 第 1 号、老高発 0423 第 1 号、老老発 0423 第 1 号）にてお示ししたとおり、報告負担の軽減に向けたシステム上の対応等を行うことに伴い、事業者が実施する 2 回目分以降の報告（令和 7 年 3 月以降に終了する会計年度に係る報告）について、一時的に受付を停止していたところである。

今般、当該対応等が完了したことに伴い、令和 8 年 10 月 26 日から報告の受付を再開することとする。その具体的な内容及び取扱いについて、下記のとおりお示しするので、内容について御了知の上、管内の市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図られたい。

記

1 本システムの再開時期

令和8年10月26日（月）

2 本システムの再開に伴う経営情報の報告期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の2の4の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後3月以内に行うものとされているが、必要なシステム上の対応等を行ったことに鑑み、報告負担を軽減する観点から、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

対象となる経営情報	報告期限
① 令和7年3月から令和8年2月までに会計年度が終了する報告	令和8年12月31日
② 令和8年3月から同年12月までに会計年度が終了する報告	令和9年3月31日
③ 令和9年1月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後3月以内

（参考1）本システム再開後の報告の取扱い

		令和6年												令和7年												令和8年												令和9年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
事業所A	報告期間																																							
	会計年度																																							
事業所B	報告期間																																							
	会計年度																																							
事業所C	報告期間																																							
	会計年度																																							

システム再開

←→ 上記①に係る会計年度の期間、 → 上記①に係る報告期間
 ←→ 上記②に係る会計年度の期間、 → 上記②に係る報告期間 を表す

(参考 2) 令和 9 年 1 月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
(以下は令和 9 年内に会計年度が終了する報告の例)

		令和 8 年												令和 9 年度												令和10年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
事業所A	報告期間														③													
	会計年度 4～3月	← ③ →												→ ③														
事業所B	報告期間																				③							
	会計年度 10～9月	← ③ →												→ ③														
事業所C	報告期間																								③			
	会計年度 1～12月	← ③ →												→ ③														

⇔ 上記③に係る会計年度の期間、 ⇒ 上記③に係る報告期間 を表す

3 報告に伴う留意事項等

本システムの再開に併せて、報告精度の改善のため、一部の報告ルールの見直しを行っている。具体的な内容については、「「介護保険法第 115 条の 44 の 2 の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」の一部改正について」(令和 8 年 10 月 15 日付け老認発 1015 第 2 号、老高発 1015 第 2 号、老老発 1015 第 2 号)を参考にされたい。

老認発 1015 第 2 号
老高発 1015 第 2 号
老老発 1015 第 2 号
令和 8 年 10 月 15 日

各 都道府県 介護保険主管部（局）長 殿
介護保険関係団体の長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
高 齢 者 支 援 課 長
老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

「介護保険法第 115 条の 44 の 2 の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」
の一部改正について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 44 の 2 の規定に基づき、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（以下「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めることとされており、また、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報について、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること等とされている。

これらの制度に係る実施上の留意事項については「介護保険法第 115 条の 44 の 2 の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」（令和 6 年 8 月 2 日付け老認発 0802 第 1 号、老高発 0802 第 1 号、老老発 0802 第 2 号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、高齢者支援課長、老人保健課長連名通知。以下「留意事項通知」という。）によりお示ししているところ、今般、介護サービス事業者経営情報の調査及び分析に係る精度の改善等のため、留意事項通知の一部を別紙のとおり改正することとした。また、改正後の留意事項通知を参考として添付する。

については、内容を御了知の上、管内市町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、適正な事務処理を図られたい。

なお、主な変更点は下記のとおりである。

記

第1 主な変更点

(1) 報告事項の追加

介護サービス事業者が報告を行わなければならない介護サービス事業者経営情報の具体的な内容について、以下の項目を追加する。

- ・ 介護サービスごとの延べ床面積
- ・ 医療における延べ床面積
- ・ 障害福祉サービスにおける延べ床面積

(2) 報告期限の変更

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用を一時停止していたことを踏まえ、当面の報告については、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

対象となる経営情報	報告期限
① 令和7年3月から令和8年2月までに会計年度が終了する報告	令和8年12月31日
② 令和8年3月から同年12月までに会計年度が終了する報告	令和9年3月31日
③ 令和9年1月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後3月以内

第2 その他

報告に当たっては、引き続き介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、介護サービス以外の事業を行う事業者においては、介護サービスとそれ以外の事業の収益又は費用を分けて報告ができない場合には、今般追加した延べ床面積に関する項目も含め、留意事項通知別紙1の4(3)～(10)に掲げる項目について報告されたい。

以上

- 介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について（令和6年8月2日付け老認発0802第1号・老高発0802第1号・老老発0802第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、高齢者支援課長、老人保健課長連名通知）（抄）

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
老認発0802第1号 老高発0802第1号 老老発0802第2号 令和6年8月2日 <u>最終改正：老認発1015第2号</u> <u>老高発1015第2号</u> <u>老老発1015第2号</u> 令和8年10月15日 （略） 記 第1 （略） 第2 介護サービス事業者からの報告の実施方法 （1）報告の対象となる介護サービス事業者 法第115条の44の2第2項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものであるが、<u>介護保険法施行規則（平成10年厚生省令第36号。以下「則」という。）</u>第140条の62の2の2の規定に基づき、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告を求めないこととする。 ①・② （略） （2） （略） （3） （略） （4）報告の対象とするサービス	老認発0802第1号 老高発0802第1号 老老発0802第2号 令和6年8月2日 （略） 記 第1 （略） 第2 介護サービス事業者からの報告の実施方法 （1）報告の対象となる介護サービス事業者 法第115条の44の2第2項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものであるが、<u>則</u>第140条の62の2の2の規定に基づき、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告を求めないこととする。 2 ・② （略） （2） （略） （3） （略） （4）報告の対象とするサービス

報告に当たっては、介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・障害福祉サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、介護サービスとの記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せず に報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別紙1の4（3）～（10）に掲げる事項について、できる限り報告を行うものとする。

（5） （略）

（6） 介護サービス事業者が報告する方法

介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、則第140条の62の2の4において、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により行うこととされているところであり、厚生労働省において運営するシステム（介護サービス事業者経営情報データベースシステム）により行うものとする。

（7） 報告の期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、則第140条62の2の4の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとされているが、当面の報告については、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

（削る）

対象となる経営情報	報告期限
①令和7年3月から令和8年2月までに会計年度が終了する報告	令和8年12月31日
②令和8年3月から同年12月までに会計年度が終了する報告	令和9年3月31日

報告に当たっては、介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・障害福祉サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、介護サービスとの記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せず に報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別紙1の4（3）～（7）に掲げる事項について、できる限り報告を行うものとする。

（5） （略）

（6） 介護サービス事業者が報告する方法

介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、則第140条の64の2の4において、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により行うこととされているところであり、厚生労働省において運営するシステム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））により行うものとする。

（7） 報告の期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、則第140条62の2の4の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。

ただし、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和6年度末までとする（介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第2項）。

（新設）

③令和9年1月以降に会計年度が終了する報告

会計年度終了後3月以内

(参考1) 令和7年3月から令和8年2月までに会計年度が終了する報告及び令和8年3月から同年12月までに会計年度が終了する報告の取扱い

別添のとおり

(参考2) 令和9年1月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
(以下は令和9年内に会計年度が終了する報告の例)

別添のとおり

第3 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供

法第115条の44の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣は介護サービス事業者経営情報を収集し、介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおいてデータベースとして整備したうえで、これを活用した分析等を行うこととする。

このため、厚生労働大臣は、都道府県知事に対して、介護サービス事業者経営情報を求めることができるとされているところ、介護サービス事業者が介護サービス事業者経営情報データベースシステムを通じて報告を行い、都道府県知事がこれを受理したことをもって、都道府県知事が厚生労働大臣に当該情報を提供したものとみなすこととする。

第4・第5 (略)

別紙1 (介護保険法第115条の44の2第2項の規定に基づき報告を求める介護サービス事業者経営情報)

※は、任意記載の項目とする。

1～3 (略)

(参考1) 令和6年度の報告(初年度の報告)の流れ

(図の変更)

(参考2) 令和7年度以降の報告の流れ(以下は令和7年度の例)

(図の変更)

第3 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供

法第115条の44の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣は介護サービス事業者経営情報を収集し、介護事業財務情報データベースシステム(仮称)においてデータベースとして整備したうえで、これを活用した分析等を行うこととする。

このため、厚生労働大臣は、都道府県知事に対して、介護サービス事業者経営情報を求めることができるとされているところ、介護サービス事業者が介護事業財務情報データベースシステム(仮称)を通じて報告を行い、都道府県知事がこれを受理したことをもって、都道府県知事が厚生労働大臣に当該情報を提供したものとみなすこととする。

第4・第5 (略)

別紙1 (介護保険法第115条の44の2第2項の規定に基づき報告を求める介護サービス事業者経営情報)

※は、任意記載の項目とする。

1～3 (略)

4. その他必要な事項

- (1) 複数の介護サービス事業の有無
- (2) 介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無
- (3) 医療における事業収益 ※
- (4) 医療における延べ在院者数 ※
- (5) 医療における外来患者数 ※
- (6) 障害福祉サービスにおける事業収益 ※
- (7) 障害福祉サービスにおける延べ利用者数 ※
- (8) 介護サービスごとの延べ床面積 ※
- (9) 医療における延べ床面積 ※
- (10) 障害福祉サービスにおける延べ床面積 ※

(注) 第2(6)のとおり、介護サービス以外の事業を行う事業者において、介護サービスとそれ以外の事業の収益又は費用を分けて報告ができない場合には、できる限り (3)～(10) について報告されたい。

別紙2 (略)

4. その他必要な事項

- (1) 複数の介護サービス事業の有無
- (2) 介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無
- (3) 医療における事業収益 ※
- (4) 医療における延べ在院者数 ※
- (5) 医療における外来患者数 ※
- (6) 障害福祉サービスにおける事業収益 ※
- (7) 障害福祉サービスにおける延べ利用者数 ※
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(注) 第2(6)のとおり、介護サービス以外の事業を行う事業者において、介護サービスとそれ以外の事業の収益又は費用を分けて報告ができない場合には、できる限り (3)～(7) について報告されたい。

別紙2 (略)

(別添)

(参考1)、(参考2)の図を次のように改める。

(参考1) 令和7年3月から令和8年2月までに会計年度が終了する報告
及び令和8年3月から同年12月までに会計年度が終了する報告の取扱い

		令和 6 年										令和 7 年												令和 8 年												令和 9 年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
事業所A 会計年度 4～3月	報告期間																																①				②	
	会計年度	①										②																										
事業所B 会計年度 10～9月	報告期間																																①			②		
	会計年度											①												②														
事業所C 会計年度 1～12月	報告期間																																①			②		
	会計年度											①												②														

システム再開

⇔ 上記①に係る会計年度の期間、
 ⇔ 上記②に係る会計年度の期間、
 → 上記①に係る報告期間
 - → 上記②に係る報告期間

を表す

(参考2) 令和9年1月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
(以下は令和9年内に会計年度が終了する報告の例)

		令和 8 年										令和 9 年												令和10年			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
事業所A 会計年度 4～3月	報告期間														③												
	会計年度	③																									
事業所B 会計年度 10～9月	報告期間																			③							
	会計年度													③													
事業所C 会計年度 1～12月	報告期間																							③			
	会計年度													③													

上記③に係る会計年度の期間、

上記③に係る報告期間

を表す